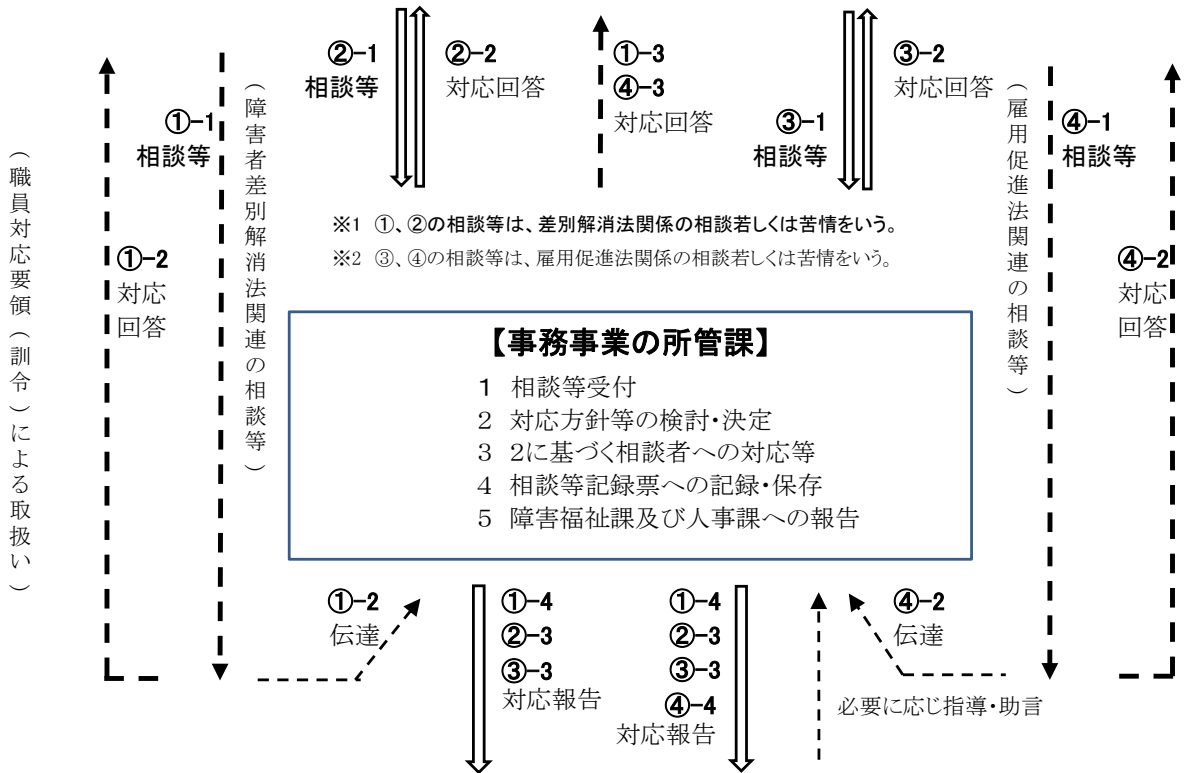


職員対応要領・相談対応フロー

【相談者】 障害者、家族、関係者等



【障害福祉課】

- ・報告に基づき、対応に問題点ないか確認の上、文書に検印。
- ・相談等記録票に検印等の上、保管。
- ・必要に応じ、対応事案について障害福祉推進委員会の意見を聴取

【人事課】（職員管理・障害者雇用）

- ・報告又は合議に基づき、対応に問題点ないか確認の上、文書に検印。
- ・必要に応じ所管課を指導・助言
- ・必要に応じ、対応事案について障害福祉推進委員会の意見を聴取

（各課の対応への評価）



【市障害福祉推進委員会】

- ・市の対応に問題点ないか検証
- ・必要に応じて意見書等を提出